

令和7年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 28 号 説 明 資 料

令和7年6月3日

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4

総 務 課

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

仕事と育児を両立できるように、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和3年法律第76号）が改正されました。

これを受け、国家公務員については、安心して子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度を見直す人事院規則の改正が予定されています。

令和7年4月2日付の国からの事務連絡にて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について令和7年10月1日から適用することが示され、地方公務員においても、所要の措置を講じるよう求められたことから、大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠から出産までの「出生時」及び子が3歳に達するまでの「育児期」において、養育する職員が柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び意向確認等を面談等により行うことを義務付けます。

(2) その他

(1)の改正に伴い、所要の整備を行います。

(3) 施行日

ア 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

令和7年10月1日から施行します。（民間労働法制及び人事院規則の施行日と同一日）

イ 附則第2項の経過措置

公布の日から施行します。

(4) 経過措置

(1)の改正後の手続きを実施するにあたり、施行日以前であっても3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講じることができるよう経過措置を定めます。

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第14条 省略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 省略 第15条の2・第16条 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認)</u> 第16条の2 任命権者は、大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 大磯町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。	第1条～第14条 省略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 省略 第15条の2・第16条 省略

改正案	現行
(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第16条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 省略 （勤務環境の整備に関する措置） 第16条の4 省略 第17条・第18条 省略 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</u>	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第16条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 省略 （勤務環境の整備に関する措置） 第16条の3 省略 第17条・第18条 省略